

第 2 回懇談会での意見に対する追加提出資料

1. 作物残留性試験の例数について

(1) 作物残留性試験の試験例数が原則 2 例であるため、多くの試験成績が提出されている例は少ないが、(独) 農林水産消費安全技術センター農薬検査部で確認したところ、以下の例が見られた。多くの試験成績が提出されている場合として、

① 残留データの中に比較的高い数値があり、基準値を超えるか否かを確認する上で多くのデータが必要と判断された場合 (A 農薬、B 農薬が該当)、

② 申請者の自主的な取組みによる場合 (C 農薬が該当) がある。

○ A 農薬

作物名：ばれいしょ

基準値：0.3 ppm

作物残留性試験成績： 0.03、<0.04、0.05、0.05、0.08、0.08、0.12、0.15 ppm

○ B 農薬

作物名：なし

基準値：2 ppm

作物残留性試験成績： 0.24、0.32、0.44、0.45、0.54、0.56、0.58、1.33 ppm

○ C 農薬

作物名：きゅうり

基準値：0.2 ppm

作物残留性試験成績： 0.002、0.003、0.003、0.003、0.004、0.005、0.008、0.008 ppm

※ JMPR の基準値設定ルールに従えば、現行の 2 例では以下のような問題も生じるおそれがある。

A 農薬の場合を例にすれば、低い方から 4 例の数値が得られたとすると、基準値はおそらく 0.1ppm となり、農薬使用基準に基づく適正な使用方法であっても基準値を超過するおそれがある。

(2) 読替規定の拡充により試験例数の軽減が図れる例

農薬名	適用作物	使用方法			作物残留性試験成績 (ppm)	
		濃度	回数	収穫前日数 (PHI)	水和剤	乳剤
D 農薬	きゅうり	5%水和剤又は 5%乳剤 2000 倍 (2.5g ai/hL)	3 回	前日	0.05、0.07	0.06、0.07
D 農薬	はくさい	5%水和剤又は 5%乳剤 2000 倍 (2.5g ai/hL)	3 回	14 日前	0.04、0.05	0.07、0.1

※現行はそれぞれの剤型ごとの試験成績が各 2 例となるが、剤型間の読替を拡充した場合、試験例数は 4 例に相当する。

(3) 環境省の農薬残留対策総合調査の結果をもとに、適用作物を削除した例

○E 農薬の適用作物「だいこん」(登録：平成 11 年)について

①登録申請時の作物残留性試験成績(平成 9、10 年作成)での残留量

<0.005、0.01 ppm (基準値 0.05 ppm)

②平成 12 年、平成 14 年における農薬残留対策総合調査での残留量

0.060、0.09、0.26、0.82 ppm

対応：平成 16 年に「だいこん」の適用を削除する申請がなされ、適用を削除した。

(4) 農薬登録における適用農作物の作物群（グループ化）の例

申請に係る適用農作物等が作物群である場合、農薬の作物残留性試験の実施に当たって作物群を、次の15作物群としている（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知の3（5）「作物残留性試験の試験例数及び試験施設の基準について」の①で作物群の名称及び試験供試農作物について別表4として規定）。

（別表4）

○作物群の名称及び試験供試農作物

作物群名	試験供試農作物
麦類	小麦及び大麦
いね科細粒雑穀類	あわ
かんきつ	みかん、大粒種及び小粒種（かぼす、すだち等）。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、みかん又は1種類の大粒種の残留量が定量限界（検出限界）以下の場合は、当該試験成績で代替できるものとする。
小粒核果類	うめ及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
ベリー類	当該作物群に含まれるツツジ科、バラ科及びユキノシタ科作物からそれぞれ1種類
うり類（漬物用）	しろうり及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
とうがらし類	ししとう及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、ピーマンの残留量が定量限界（検出限界）以下の場合は、ピーマンの試験成績で代替できるものとする。
なばな類	当該作物群に含まれる2種類の作物
非結球あぶらな科葉菜類	こまつな、みずな及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
非結球レタス	当該作物群に含まれる2種類の作物。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、レタスの残留量が定量限界

	(検出限界)以下の場合は、レタスの試験成績で代替できるものとする。
豆類（未成熟）	えだまめ、さやえんどう及びさやいんげん
きのこ類	しいたけ及び当該作物群に含まれる他の１種類の作物
しそ科葉菜類	しそ、セージ、はっかの内１種類の作物及び当該作物群に含まれる他の１種類の作物
せり科葉菜類	きんさい、コリアンダー(葉)、みつばの内１種類の作物及び当該作物群に含まれる他の１種類の作物
豆類（種実）	だいず、らっかせい及び当該作物群に含まれる他の１種類の作物。 ただし、適用作物にらっかせいを含まない場合にはらっかせいを除く当該作物群に属する１種類の作物及びだいず

２．ARfD（急性参照量）の設定状況

FAO/WHO 合同残留農薬 専門家会議(JMPR) 評価 農薬数	うち ARfD 設定農 薬数	うち unnecessary を 除いた農薬数
約 300	120	86

注) 農薬数はいずれも有効成分の数である。

出典：Inventory of IPCS and other WHO pesticide evaluations and summary of toxicological evaluations performed by the Joint Meeting on Pesticide Residues (2007 年 JMPR まで)